

○四街道市指名業者選定要綱

平成6年3月28日

告示第48号

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する業務委託及び物品の購入等（以下「業務委託等」という。）の契約に係る指名競争入札に参加する指名業者を公正に選定し、契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(指名の制限)

第2条 業務委託等の設計金額が、指名しようとする者の当該業務委託等に係る年間平均売上高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することができないものとする。ただし、新たに入札参加した者等で当該業務委託等について履行能力があると認められるものは、この限りでない。

(指名業者数)

第3条 設計金額が500万円未満の業務委託等は、指名業者数は5者以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務委託等で、前項に規定する指名業者数を指名することが困難な場合は、指名業者数を変更することができる。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要するもの
- (2) 特殊な物品の調達又は特殊な技術を必要とするもの

(指名業者の選定)

第4条 指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意し、当該会計年度における指名及び発注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 販売実績又は受託実績
- (4) 技術的適正
- (5) 契約履行能力

附 則

この告示は、公示の日から施行する。